

高齢者住宅リフォーム 補助金

横須賀市では、住環境の向上と市内経済活性化を図るため、高齢者の居住する住宅を、住宅所有者が市内事業者に依頼してリフォーム工事を行う際に、工事費用を一部助成します。

1. 対象となる住宅

住宅所有者と申請日時点で65歳以上の方が居住（同居）している、横須賀市内の住宅

- ・住宅所有者自身が65歳以上でも申請できます。
- ・一戸建て住宅のほかに、共同住宅（マンション）の専用部分や、（店舗等との）併用住宅の住宅部分に対する工事も申請できます。
- ・同一の住宅1戸につき1回限りです。令和4～6年度に既にこの補助金を受けてリフォームを行った住宅は対象外です。

2. 対象となる工事

市内に本拠（本店や本社）を置く工事事業者に依頼して行う住宅リフォーム工事（3ページの表を参照）で、工事代金20万円（消費税抜き）以上のもの

- ・「支店」や「営業所」が横須賀市内にあっても、「本店」や「本社」が市内にない事業者が工事を行う場合は対象外です。
- ・市の交付決定を受ける前に実施（着手）した工事は対象外です。
- ・リフォーム工事を完了し、令和8年2月27日までに実績報告を提出していただく必要があります。

3. 補助金額・件数

一律10万円×250件（抽選）

4. 申し込み期間・方法

令和7年4月1日（火）から令和7年5月30日（金）まで（消印有効）

2ページに、「補助金申請手続きの流れ」、「申請に必要な書類に関する注意事項」が書いてあります。注意事項をよく読んで必要書類を揃え、上記の期間内に市役所まちなみ景観課にご提出ください。

混雑緩和のため郵便での提出にご協力ください。

<申請書類提出先>

〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 まちなみ景観課 住まい活用促進担当

補助金のお申込み前にお読みください

■補助金申請手続きの流れ

※7月以降に実施するリフォーム工事のご計画をお願いいたします。



申請書類は、必ず**工事を行う前**に提出してください。市の交付決定を受ける前に工事を始めた場合は、補助を受けることができません。

■申請に必要な書類に関する注意事項 (審査に疑義が生じた場合、追加の書類提出をお願いする場合があります。)

1. 補助金等交付 **申請書** (このリーフレットに折り込んであります)

- ・「申請者」は**住宅の所有者**としてください。工事の契約者や、補助金の振込先も申請者本人(住宅所有者)である必要があります。
- ・ご家族や工事業者が代理で書類提出等の手続きをしていただくのは構いませんが、必ず申請者本人の同意のもとに提出してください。
- ・申請書は押印不要ですが、資格審査のため同意事項に☑が必要な欄があります。
- ・その他、申請書に記入漏れがないか、提出前によくご確認ください。

2. 市内工事業者が発行するリフォーム工事の **見積書のコピー**

- ・市内工事業者の「名称」、「所在地」、「電話番号」等の記載があり、**あて先が補助金申請者氏名**になっているもの。
- ・補助対象工事の金額の合計が**税抜きで20万円以上**のもの。補助金の対象となる工事・ならない工事の例については、3ページの表を参考にご確認ください。
- ・見積書の表紙や総額だけでなく、**工事内容の内訳**がわかるものを提出してください。
- ・交付決定は6月下旬を予定しています。工事は必ず市の**交付決定を受けてから開始し、令和8年2月27日までに完了**できることを、予め工事業者に確認してください。

3. 住宅の外観と、リフォームを行う箇所の **写真(カラー・日付入り)**

- ・**住宅の外観**と**リフォームを行う箇所**、両方の写真を提出してください。
- ・写真の余白や裏面等に、**撮影した日付**を記載してください。
- ・リフォームを行う箇所の写真については、**工事の対象となっているすべての部屋**について、なるべく遠景から**リフォーム箇所全体が写るよう**に撮影してください。また、屋根や外壁など、外部の工事についても、できる限り工事範囲全体(外壁の場合は4面すべて)を撮影してください。
- ・屋根の上など、工事開始前に写真を撮るのが難しい場合は、申請時にご提出いただく必要はありませんが、交付決定を受けた後、施工業者に依頼するなどして施工前の写真を撮影し、なるべく速やかに追加提出してください。
- ・提出された写真の画質がブレていたり、印刷状態の悪いプリンターや印刷用紙の程度が良くないなど、工事前の状況が確認できない時は、**再提出**をお願いする場合や、書類不備により**補助の対象外**となる場合があります。
- ・外壁塗装で雨戸塗装がある際は、塗装する全ての雨戸を閉めて写真を撮影して下さい。

■補助金の対象となる工事例（補助金利用可能）

1	増築工事又は減築工事 景観手続きが必要です
2	台所、浴室、洗面所又はトイレの修繕工事等
3	住宅内の機械設備工事（給排水、給湯、換気、電気、ガス設備工事）
4	オール電化住宅工事
5	屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事 景観手続きが必要です
6	外壁の張替え工事又は塗装工事 景観手続きが必要です
7	部屋の間仕切りの変更工事
8	床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
9	床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事
10	ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え
11	雨どい等の取替え工事又は修理工事 景観手続きが必要です
12	建具又は開口部の取替え工事又は新設工事（窓格子、網戸を含む） 景観手続きが必要です
13	耐震改修工事
14	防音工事
15	バリアフリー改修工事（敷地内のバリアフリー改修工事を含む）

■補助金の対象とならない工事例（補助金は利用できません）

1	住宅以外（車庫、物置、倉庫、店舗、工場、事務所等）の工事
2	門扉、フェンス、ブロック塀などの外構工事、植樹・剪定等の植栽工事
3	防犯ライト、防犯カメラ、インターフォンなどの設置工事
4	エアコン、照明器具等電気電化製品、乾燥機、ガス・石油暖房器具、家具等の設置工事
5	テレビアンテナ、電話、インターネット等の配線・機器設置工事
6	ハウスクリーニング、排水管清掃等作業
7	雨水タンク設備の設置工事
8	下水道・合併浄化槽工事、雨水浸透マス設置工事
9	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事
10	消火器・住宅用火災警報器等の消防用品や防災用品の購入・設置
11	シロアリ駆除、その他の防虫・消毒等の薬剤散布・塗布作業
12	事業者に依頼しないで、住宅所有者自身が施工（DIY）する修繕工事等
13	カーテン、ブラインドの取替、温水洗浄便座のみの交換工事

景観手続きが必要です

マークのある工事：建物の外観を変更する修繕や色彩の変更（塗装工事や外壁の張り替え等）を伴う工事は、**工事を始める前に景観協議・景観法の届出が必要です**。また、外観に使用する色彩は、色彩基準に適合させる必要があります。届出をし、「着手可能日に関する通知書」の交付を受けてから工事を始めてください。ご不明な点は、景観担当（046-822-8377）にご連絡ください。

国の「住宅省エネ 2025キャンペーン」

・住宅本体に対する修繕工事全般を対象としていますが、住宅本体ではない別棟の建物や、門や塀などの外構部分、「リフォーム」ではなく「設置工事」に該当するような設備類は対象外です。

・上表のいずれにも該当しない工事については、まちなみ景観課（046-822-8077）にお問い合わせください。

市が行うリフォーム補助金の他に、省エネルギーフォームには別に国の補助制度があります。横須賀市高齢者住宅リフォーム補助金と併用することはできませんが、工事内容によっては国の制度のほうが、補助額が高くなる場合があります。

- ① 子育てグリーン住宅支援事業（国土交通省）
- ② 先進的窓リノベ 2025 事業（環境省）
- ③ 給湯省エネ 2025 事業（経済産業省）

くわしくはキャンペーンのホームページか、お問い合わせ窓口（0570-022-004）までお問い合わせください。



5. 添付写真の注意点



一戸建の外観写真はなるべく家全体が写るように



畳や襖はリフォーム箇所全体が写るようになるべく遠景から撮影してください



マンションの外観写真はエントランス部分を撮影してください





壁紙、天井、床の張替えは工事箇所がわかるように遠方から撮影してください
※傷んだ箇所のアップ画像は必要ありません



雨戸の塗装や取替え工事の際は雨戸を閉めた状態で写真を撮影してください

6. ご注意ください

◆市では、電話や訪問によるリフォームの勧誘を行っておりません。リフォームの内容や見積金額に不安を感じた場合は、リフォームに関する相談窓口（下表）などを活用し、十分に納得したうえで事業者に依頼することをお勧めします。
※突然の訪問業者や点検商法には十分ご注意ください。

相談窓口・内容	連絡先
住宅相談 住宅の増改築やリフォーム工事に関する相談について、地元の工務店等が所属する建築組合などがお答えします。 予約不要 です。希望者は、直接会場までお越しください。 【日時】毎週金曜日13～16時（閉庁日を除く） 【場所】市役所本庁舎1階市民ホール横（黄色いのぼりが目印）	建築指導課 電話 046-822-8319 
住宅リフォーム契約に関する相談 住宅リフォーム契約でのさまざまなトラブルに関する相談を消費生活相談員がお受けしています。内容に応じて建築士会などの専門窓口をご紹介します場合もあります。 毎月第2・第4水曜日に「住宅関連の消費者トラブル相談会」（予約制）を開催しています。	消費生活センター 電話 046-821-1314 

7. 申請書あて先・お問い合わせ

点線で切り取り、あて名ラベルとしてお使いください。

238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 まちなみ景観課
住まい活用促進担当 行

（住宅リフォーム補助金等交付申請書類在中）



☎046-822-8077

（月～金曜日8時30分～12時、13時～17時）